

活動交付金にはいくつかの項目があり、項目ごとに使用目的が決められています。この決められた目的以外の目的に支出することを“流用”といいます。令和8年度から一定の条件のもとで、“流用”可能とする項目等を拡大し、従来よりも柔軟に使っていただけるよう活動交付金の運用方法を改めます。以下に“流用”の運用に関するQ&Aをお示しします。

【“流用”及び事務員雇用等に関するQ&A】均等割・人口割からの流用

No.	質 問	回 答
1	均等割・人口割の合計額の25%を超える流用は、その予定と実績につき総会での承認を前提とするところがあるが、具体的にどのような手続となるのか。	<p>流用の予定については年度開始時の総会における予算案の議案に25%を超えて流用する旨の説明文書(*)を合わせて記載して、丁寧な説明をお願いします。流用の実績についても年度終了後の総会における決算の議案に同様の説明文書(*)を記載して、丁寧な説明をお願いします。</p> <p>*説明文書は別紙3をご参照ください。また、必要に応じ説明文書の記載に代えて、別紙1~2の様式をご活用ください。なお、この様式は交付金申請に必要な書類と共通の様式となります。</p>
2	<p>①均等割・人口割の合計額の25%を超える流用の場合に、なぜ総会での承認を要件とするのか。</p> <p>②また、総会においてどのような議案を提案するかは協議会が決めることであるが、このこととの関係性を市はどう考えるか。</p>	<p>①均等割・人口割は、地域住民が参加する行事や地域の課題解決の取組など地域をより良くしていく事業のために交付するものであり、いわば地域住民のためのものです。この趣旨を踏まえ、新たに25%以内を目安額と定め、交付金の運用において目安額を超えて流用する場合は住民の意思確認を前提とするものです。</p> <p>なお、目安額以内であっても、均等割・人口割からの流用については慎重な判断をお願いします。</p> <p>②上記①のとおり、住民の意思確認(=住民の合意)を交付金の運用(事務手続)上の要件とするものであり、その手法として総会での承認をお願いするものです。</p>
3	均等割・人口割からの流用について年度途中で25%を超える変更が生じる可能性がある場合は、どのような対応となるのか。	<p>当初から一定程度の流用を予定する場合等であって、行事等で余った予算を追加流用するなど結果的に25%を超える可能性がある場合は、年度当初から総会での承認を得ていただくことをお願いします。(25%を超える見込みとなった時点で臨時総会を開催しても良いですが、負担軽減のため、定期総会での事前承認をお勧めします。)</p>
4	当初は25%超の予定が、決算で25%以下となった場合は、実績に対する総会での承認は不要となるのか。	<p>この場合、年度開始時の総会承認は必要ですが、年度終了後の実績に対する総会承認は不要です。なお、年度開始時に説明し承認を得ているため、必要に応じ、年度終了後の総会で実績に関する説明等の実施を検討してください。</p>

【“流用”及び事務員雇用等に関するQ&A】事務員雇用、事務員人件費からの流用、その他

No.	質 問	回 答
6	<p>公民館長の人件費相当額として1,421,000円が事務員人件費に追加されるが、旧公民館活動を担当する事務員を新たに雇用するということか。</p>	<p>令和8年度から旧公民館活動の実施主体は市から地域へと移り、地域が行う業務となります。これに伴い約142万円の人件費を市から地域の予算（事務員人件費）に移すものです。市としては、新たに事務員を1~2名程度雇用していただくことを想定しており、雇用拡大した事務局体制の全体で、旧公民館活動を含む協議会業務全般の事務に従事していただくことを想定しています。</p>
7	<p>新たに雇用する事務員の人数や勤務時間等は協議会で決めてよいか。</p>	<p>地域の業務へと移行する旧公民館活動を含む協議会業務全般に関する事務について、地域が主体的かつ安定的に担っていただけるように事務員の雇用を拡大していただくものであり、地域の実情に則して協議会において人数や勤務時間等を決めていただきます。なお、所定の勤務時間は市職員の勤務時間の範囲内で設定していただくようお願いします。</p>
8	<p>事務員の人件費の不足分に自主財源を充てているが、追加の約142万円からこの不足分に充ててよいか。</p>	<p>追加する事務員人件費1,421,000円は必ずしも、その全額を新規雇用者に充てていただくものではなく、従来からの事務員の勤務拡大や自主財源で補っていた分の財源の置換えに充てていただいて構いません。</p>
9	<p>事務員人件費から役員報酬、費用弁償への流用を25%以内とした理由は何か。</p>	<p>定期的に交代する役員に対し、事務員は雇用を前提に中長期的に継続して協議会の事務活動に従事していただくものです。このため事務員の着実な雇用（＝安定的な事務局体制の構築等）が協議会の安定的な運用につながるものであり、さらには役員の負担軽減等にもつながるものと市は考えます。このことから、役員報酬等への流用は25%以内限定させていただくものです。</p>
10	<p>事務員を追加雇用した上で余剰額を事業費に流用できるとのことだが、追加雇用をしないか、公民館長分として追加される約142万円を大幅に下回る小規模な追加雇用のみを行った上で、その余剰額を全て事業費に流用することは可能か。</p>	<p>上記9の回答のとおり、事務員の着実な雇用が協議会の安定的な運用につながるものと考えます。令和8年度からは、人件費に追加する約142万円により着実に事務員の雇用を拡大していただくことで、地域の業務へと移行する旧公民館活動を含む協議会業務全般に関する事務について、地域が主体的かつ安定的に担っていくことができるものと考えます。このような事務局体制を構築できるだけの追加雇用をしていただいた上で、なお余剰額が生じる場合は、これを事業費に流用していただいて構いません。</p>
11	<p>生涯学習振興費からはなぜ流用できないのか。</p>	<p>生涯学習振興費は公民館活動に関する経費であり、講座開催に係る講師謝礼金や消耗品費等に充てていただくためのものですが、公民館活動以外の各種事業費等へ充てていただくことも可能とする柔軟な運用を従来から実施済みであるため、新たな変更をしないものです。</p>